

<b>県内発生・小流行期</b>		5B・6A
	<b>社会機能の確保対策を実施すべき時期</b>	
<b>定義</b>		
県内での発生が確認され、さらに感染拡大が予想される時期		
<b>基本的方向性</b>		
<p>「流行警戒宣言」を発表するとともに、社会不安の解消に努める。</p> <p>この時期は、指定医療機関において入院医療の確保に努めるとともに、外来医療については発生状況に応じて感染症指定医療機関を中心に外来協力医療機関の拡充を図る。</p>		
<b>主な対策</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 新型インフルエンザサーベイランス体制の継続</li> <li>( 2 ) 情報提供体制の強化</li> <li>( 3 ) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用</li> <li>( 4 ) 相談、検査体制の拡充</li> <li>( 5 ) 医療体制の確保</li> <li>( 6 ) 防疫体制の強化</li> <li>( 7 ) 公共交通機関・ライフラインの機能確保</li> <li>( 8 ) 社会活動等の自粛、企業活動等の抑制</li> <li>( 9 ) 食糧・生活必需品の確保と物流情報の提供</li> <li>( 10 ) 住民生活の安全・安心の確保</li> <li>( 11 ) 火葬場の稼働の確保</li> </ul>		

厚生労働大臣の「非常事態宣言」

本県以外の都道府県で最初の流行(第一波)があり、急速に感染が拡大している場合、この段階で、厚生労働大臣の「非常事態宣言」(国内対策強化宣言)を行う場合がある。

### 本部長の「流行警戒宣言」

本部長は、県民の生活上不可欠な公共交通機関やライフライン等の社会機能は確保しつつも、感染拡大防止のため、県民に対し、不要不急の外出や催し物の自粛を呼びかける。

なお、「流行警戒宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にするようにする。

### 国が派遣する専門家チームの受入

国が必要に応じて本県に派遣した疫学、臨床等の専門家チームを受け入れ、技術的指導や助言等を受ける。

## 新型インフルエンザサーベイランス体制の継続

### 1. 発生動向調査の見直し

指定医療機関に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の日報による発生報告を求める。〔健康福祉部〕

患者定点からの報告については流行の状況によってその規模の見直し（中止を含む。）を行うが、病原体定点については継続する。〔健康福祉部〕

クラスターサーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

症候群サーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

### 2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の強化の継続

インフルエンザ様疾患発生報告について、発生した場合その都度の報告を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

### 3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部〕

### 4. 「青森県・新型インフルエンザアラート」の中止

「青森県・新型インフルエンザアラート」を中止する。〔健康福祉部〕

## 情報提供体制の強化

### 1. 県民への情報提供

県民に対し、国内及び県内の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、関係部局〕

外国人等に対し、国際交流協会や民間企業等の協力を得て、情報提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部〕

## 2. 関係機関への情報提供の継続

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、国内及び県内の発生状況や感染予防策、相談体制等について情報提供する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、「青森県・新型インフルエンザアラート」の中止を周知する。〔健康福祉部〕

## 3. 社会活動の制限について

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置等を行う。〔企画政策部、健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動に自粛勧告があったことを周知する。

患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請すること。

発生地域における事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告すること。

県民・施設入所者等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。県民に対し、外出自粛を勧告すること。

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

## 1. 抗インフルエンザ薬の投与

県内の抗インフルエンザ薬の備蓄量の把握を行う。〔健康福祉部〕

国からの要請に基づき、各医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から次の者への予防投与を行うよう要請する。〔健康福祉部〕

患者が受診した医療機関の医療従事者

患者との濃厚接触がある社会機能維持者

各医療機関等に対し、患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、以下の措置を行うよう依頼する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに、抗インフルエンザ薬による治療を行う。〔健康福祉部〕

外出の差し控え

健康管理の指導・実施

各医療機関等に対し、県内流行期・大規模流行期の患者対応を勘案し、治療薬の確

保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザ薬を使用しないよう依頼する。〔健康福祉部〕

## 2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、次の状況に応じ、対応する。〔健康福祉部〕

### < 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合 >

緊急的な措置として行われる、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチン接種の具体化を図るとともに、安全性・有効性を含めた動向について留意する。

### < 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合 >

パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチンの具体化を図るとともに、パンデミックワクチン製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。

ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。

## 3．医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保を図る。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応するよう引き続き周知する。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の拡充	
------------	--

## 1．相談

県民からの相談の増加に備え、健康相談のほか、生活福祉を加えた相談等に関する電話相談を市町村の協力を得て整備するよう努める。〔健康福祉部〕

## 2. 検査

環境保健センターは、サーベイランスのための検査を中心に検査体制の継続をする。  
〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

### 1. 新型インフルエンザに対する症例定義

国からヒト-ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義（随時の修正分を含む。）が示された場合には、速やかに関係機関に対し確実に周知する。〔健康福祉部〕

### 2. 外来医療の確保

新型インフルエンザ患者（疑い例を含む。）については、原則としてトリアージ方針に従い指定医療機関において診療を行うこととするが、その数が増大し指定医療機関のみでは対応できないと判断される場合には協力医療機関においても外来医療を担当するよう要請する。〔健康福祉部〕

上記の場合、協力医療機関において、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる場合は指定医療機関に移送する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、指定医療機関及び協力医療機関以外の各医療機関に対して外来医療の協力を要請する。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の一般外来及び入院に対応しない病院の確保を図る。〔健康福祉部〕

### 3. 入院医療の確保

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）については、指定医療機関において診療を行う。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、協力医療機関に対し、引き続き協力を要請する。  
〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、病棟単位・フロア単位での病床確保や病院全体の専用病院化についても検討する。〔健康福祉部〕

国内発生期において作成したリストの中から県内流行期・大規模流行期において患者の収容を行う大型施設についてその設置者・管理者に協力を要請する。〔健康福祉部〕

#### 4．患者及び接触者

新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告をし、確定診断を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い症例の検体を環境保健センターへ送付し亜型の検査を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。〔健康福祉部〕

#### 5．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染、発病等により医療従事者が不足した場合、他の医療機関に応援を求めるほか、現在従事していない有資格者等の活用を図るよう要請する。〔健康福祉部〕

#### 6．患者搬送体制の確保

県内流行期・大規模流行期において、新型インフルエンザによる重症患者が多数発生する場合や病床確保のための医療機関の変更が必要になる場合に備え、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の搬送体制の確保を図る。〔健康福祉部、総務部〕

防疫体制の強化	
---------	--

#### 1．まん延防止対策の徹底

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査<sup>( )</sup>等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。〔健康福祉部〕

関係都道府県に対して、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。〔健康福祉部〕

病院・高齢者施設等基礎疾患を有する者が集まる施設、行刑施設<sup>( )</sup>・基地（多数の者が居住）等に対し、各施設における感染予防策を強化するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。〔健康福祉部〕

## 2. 水際対策の強化

新型インフルエンザ発生国・地域からの入国者に対し、検疫所が行う措置の実施に協力するとともに、必要な調査を実施する。〔健康福祉部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を經由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、不要不急の出国を自粛するよう呼びかける。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対し、適切な渡航情報を提供する。〔健康福祉部、文化観光部〕

海外から本県に一時的に滞在する外国人等に対し、国内及び県内での発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を徹底させるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

公共交通機関・ライフラインの機能確保	
--------------------	--

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン従事者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、その機能の確保が困難と想定される場合には、これらライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保に努める。〔商工労働部、県土整備部〕

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者に対し、その従事者における新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）などの発生状況の報告を求める。〔商工労働部、県土整備部、健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、公共交通機関事業者に対し、ヒトの移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を要請することについて事前に協力を求める。〔県土整備部、健康福祉部〕



ライフライン事業者や医療機関等の開設者等に対し、公共交通機関の運行縮小が実施される場合に備え、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する。〔県土整備部、健康福祉部〕

社会活動等の自粛、企業活動等の抑制	
-------------------	--

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置を行う。

1．社会活動等の自粛の要請

不要不急の大規模集会や興業施設等不特定多数が集まる活動について、自粛を要請する。〔関係部局〕

2．事業活動等の抑制等の要請

県民及び事業者に対し、社会的・経済的機能の低下による影響を最小限にとどめるため、電気、ガス、水道その他資源の使用を抑制するよう協力を要請する。〔関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤を停止し及び当該従業員の受診を勧奨するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

3．学校等の臨時休業等の要請

患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業とするよう各設置者に対して要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

4．ごみの排出抑制

県民及び事業者等に対し、市町村等と連携してごみの減量化を要請する。また、市町村等が行うごみ収集等については、市町村等と連携して機能確保に努める。〔環境生活部、関係部局〕

5．その他

県民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを励行するよう勧奨し、外出自粛を要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、その従業員のマスク着用、うがい・手洗いを励行するよう勧奨する。〔健康福祉部、関係部局〕

食糧・生活必需品の確保と物流情報の提供	
---------------------	--

食糧生産者や食糧流通関係者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、食糧・生活必需品の確保が困難と想定される場合には、関係業界団体等の協力を得て、食糧・生活必需品の確保に努める。〔商工労働部、農林水産部、関係部局〕

食糧・生活必需品の流通段階での取引量を把握し、県民に対してその情報を提供する。〔商工労働部、農林水産部、企画政策部、関係部局〕

住民生活の安全・安心の確保	
---------------	--

1．住民生活の安全・安心の確保

社会的・経済的機能の低下に伴う治安の悪化が懸念される場合、住民生活の安全・安心を確保するため、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して、地域住民による自主的な防犯活動等を支援する。〔警察本部、総務部、環境生活部〕

2．在宅療養者等への支援

在宅療養者（児童・高齢者・障害者等を含む。以下同じ。）等の生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供、生活必需品の配給）搬送、自宅死亡者等に関して、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して対応する。〔健康福祉部、総務部、環境生活部、関係部局〕

火葬場の稼働の確保	
-----------	--

火葬場の事業主に対し、新型インフルエンザによる死亡者が多数となった場合、必要に応じて、可能な限り焼却炉を稼働するよう要請する。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、県内流行期・大規模流行期に備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握を検討する。〔健康福祉部〕